

郵送による転出届(転出証明書の請求書)

- この用紙は、旭川市内から市外へ転出する（又は転出した）方が、旭川市に送付するものです。
- 届出は転出年月日の14日前から可能です。・本人又は同一世帯員以外の代理人が届出する場合は委任状が必要です。

転出される方 (本人含む)	フリガナ 氏名	生年月日	マイナンバーカード ・住基カードの有無	フリガナ 氏名	生年月日	マイナンバーカード ・住基カードの有無
		大・昭・平・令 年　月　日	有・無		大・昭・平・令 年　月　日	有・無
		大・昭・平・令 年　月　日	有・無		大・昭・平・令 年　月　日	有・無
		大・昭・平・令 年　月　日	有・無		大・昭・平・令 年　月　日	有・無

新住所	転出年月日	令和　年　月　日	実際に住み始める日を記入してください（予定日でも可）。 マンション名などを記入する場合は、方書も記入してください。
	新住所	〒　—	方書：

旧住所	住 所 (住民登録地)	旭川市	フリガナ 世帯主	
	方書：			

転出証明書の交付	送付先 (いすれかに○)	新住所　・　旧住所　・　その他（理由：）	
	送付先 住所	送付先が「その他」の場合のみ記入してください。 〒　—	

<マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方へ>

転出証明書の交付を希望しない ←交付を希望しない場合はチェック

※ 転出される方のうち、1人でもマイナンバーカード又は住基カードのいずれかをお持ちの場合は、転出証明書がなくても新住所地の市区町村でカードによる転入手続きが可能です。<マイナンバーカード・住基カードの取扱いについて>をご確認のうえ、転出証明書の交付を希望しない場合はチェックを入れてください。

※ ただし、チェックを入れた場合でも、次のうち1つでも該当する場合は転出証明書が必要ですので、必ず交付いたします。

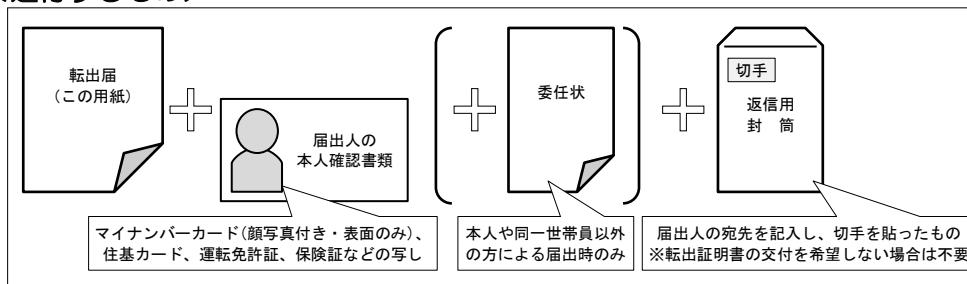
- 転出年月日から14日を経過している場合
- マイナンバーカード又は住基カードをお持ちでない場合
- いすれかのカードが一時停止になっている場合
- 代理人による届出の場合
- いすれかのカードを返納される場合
- いすれかのカードの暗証番号を忘れた場合

届出人	住 所		フリガナ 氏名	
	方書：			
日中の連絡先 ※携帯電話可	転出される 方との関係 (いすれかに○)	本人・その他（）		

<マイナンバーカード・住基カードの取扱いについて>

- 転出の処理が終わりましたら、「継続利用に関するご案内」の文書を送付先住所宛てにお送りいたします。
- 所定の手続きを行うことで、転入先でも継続してカードを利用できる場合があります。
詳しくは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
- 転入日の翌日から数えて14日以内又は転出予定日の翌日から数えて30日以内のいすれか早い日まで、
新住所地の市区町村で転入手続きをしてください。手続きの際はカードの提示と暗証番号の入力が必要です。
- ※ この期間を過ぎるとカードは失効し、継続して利用できなくなります。失効後のカード再交付には手数料がかかります。
カードによる転入手続きもできなくなるため、「転出証明書（に準ずる証明書）」（無料）の交付を受ける必要があります。
- カードを申請中の方については、交付準備ができている場合は転出届出前に受取が可能です。
カードを受け取らずに転出された場合は、転入先で再申請が必要です。

<送付するもの>



<送付先・お問い合わせ先>

〒070-8525
北海道旭川市6条通9丁目46番地
旭川市役所 市民課
電話：(0166) 25-6204